

地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、地域における地球温暖化防止活動の基盤形成や取組の推進を図ることで、もって地球環境保全に資することを目的として、国が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第14040122号）及び地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領（平成26年4月1日付け環地温発第14040123号）並びに一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが定める令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（令和8年4月7日付け地温全第26040701号）に基づき、高知県地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第15条 略</p> <p><u>（県内発注）</u></p> <p><u>第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>（情報の開示）</p> <p>第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年</p>	<p>地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、地域における地球温暖化防止活動の基盤形成や取組の推進を図ることで、もって地球環境保全に資することを目的として、国が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第14040122号）及び地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領（平成26年4月1日付け環地温発第14040123号）並びに一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが定める令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（令和7年4月8日付け地温全第25040801号）に基づき、高知県地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第15条 略</p> <p>（情報の開示）</p> <p>第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年</p>

改正後	改正前
<p>高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号から第7号、第10条第3項、第13条、第14条及び第17条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年6月13日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年5月16日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年5月12日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年5月18日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第4条関係） 略</p>	<p>高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号から第7号、第10条第3項、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年6月13日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年5月16日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年5月12日から施行する。</p> <p>別表第1（第4条関係） 略</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="163 212 640 244">別表第2（第6条、第7条関係） 略</p> <p data-bbox="163 309 224 341">別記</p> <p data-bbox="163 357 965 389">第1号様式（第5条関係） ～ 第9号様式（第11条関係） 略</p>	<p data-bbox="1142 212 1619 244">別表第2（第6条、第7条関係） 略</p> <p data-bbox="1142 309 1202 341">別記</p> <p data-bbox="1142 357 1944 389">第1号様式（第5条関係） ～ 第9号様式（第11条関係） 略</p>

改正後

改正前

別紙1

実施計画書

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 事業の効果

【数値目標】

①エネルギー起源 CO2 排出削減量

費用対効果 (円/t-CO2)

②行動変容数

【上記数値目標の算出方法】

4. 事業実施スケジュール

※事業の実施スケジュールを記入してください。

※実施スケジュールは別紙の添付可。

注1 記入欄が少ない場合は本様式を引き伸ばして使用してください。

注2 ※付のコメントは記入時に削除して提出してください。

別紙2～3 略

別紙1

実施計画書

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 事業の効果

【数値目標】

①エネルギー起源 CO2 排出削減量

②行動変容数

【上記数値目標の算出方法】

4. 事業実施スケジュール

※事業の実施スケジュールを記入してください。

※実施スケジュールは別紙の添付可。

注1 記入欄が少ない場合は本様式を引き伸ばして使用してください。

注2 ※付のコメントは記入時に削除して提出してください。

別紙2～3 略

改正後

別紙4

実施報告書

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 事業の効果

【数値目標及び実績値（効果）】

①エネルギー起源 CO2 排出削減量

目標

実績値（効果）

費用対効果（円/t-CO2）

②行動変容数

目標

実績値（効果）

【上記数値目標及び実績値（効果）の算出方法】

目標

実績値（効果）

4. 事業実施スケジュール

※事業の実施スケジュールを記入してください。

※実施スケジュールは別紙の添付可。

注1 記入欄が少ない場合は本様式を引き伸ばして使用してください。

注2 ※付のコメントは記入時に削除して提出してください。

別紙5～6 略

改正前

別紙4

実施報告書

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 事業の効果

【数値目標及び実績値（効果）】

①エネルギー起源 CO2 排出削減量

目標

実績値（効果）

②行動変容数

目標

実績値（効果）

【上記数値目標及び実績値（効果）の算出方法】

目標

実績値（効果）

4. 事業実施スケジュール

※事業の実施スケジュールを記入してください。

※実施スケジュールは別紙の添付可。

注1 記入欄が少ない場合は本様式を引き伸ばして使用してください。

注2 ※付のコメントは記入時に削除して提出してください。

別紙5～6 略